災害名	地域	指定の期間
令和八年熊本地震	熊本県 熊本市 八代市 水俣市 山鹿市 菊池市 宇土市 上天草市 宇城市 天草市 合志市 下益城郡美里町 菊池郡大津町 菊池郡菊陽町 阿蘇郡西原村 上益城郡御船町 上益城郡嘉島町 上益城郡益城町 上益城郡甲佐町 八代郡氷川町 葦北郡芦北町 葦北郡津奈木町	令和八年七月二十八日から令和八年十一月四日まで

○国土交通省告示第千三十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の三の三第一項の規定に基づき、港湾管理者の管理する港湾施設の管理を開始したので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年八月五日　　国土交通大臣　金子　恭之

港湾法第五十五条の三の三第一項の規定に基づき、港湾管理者の管理する港湾施設の管理を開始した件

一　国土交通大臣が管理する港湾施設（以下「大臣管理施設」という。）を管理する期間　令和八年八月三日から同年九月二日まで

二　大臣管理施設が設置されている港湾の名称　八代港

三　大臣管理施設が設置されている港湾の港湾管理者の名称　熊本県

四　大臣管理施設の種類、名称及び所在地　別表のとおり

五　国土交通大臣が大臣管理施設について行う管理の内容　別表のとおり

別表

種類	名称	所在地	管理の内容
係留施設（岸壁）	内港－５．５ｍ岸壁（Ｃ－１－１）	熊本県八代市	岸壁の利用可否の判断、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	内港－７．５ｍ２号岸壁（Ｃ－１－７）		
	内港－４．５ｍ３号岸壁（Ｃ－１－９）		
	内港－４．５ｍ２号岸壁（Ｃ－１－１３）		
	内港－４．５ｍ１号岸壁（Ｃ－１－１７）		
	外港－７．５ｍ１号岸壁（Ｃ－１－２）		
	外港－９．０ｍ岸壁（Ｃ－１－３）		
	外港－１０．０ｍ２号岸壁（Ｃ－１－４）		
	外港－１０．０ｍ３号岸壁（Ｃ－１－５）		
	外港－１０．０ｍ４号岸壁（Ｃ－１－６）		
	外港－１０．０ｍ５号岸壁（Ｃ－１－８）		
	外港－１４．０ｍ岸壁（Ｃ－１－１１）		
	外港－７．５ｍ２号岸壁（Ｃ－１－１４）		
	内港－１２．０ｍ岸壁（Ｃ－１－１５）		
	外港－１０．０ｍ１号岸壁（Ｃ－１－１８）		
	外港－９．０ｍ岸壁取付部（Ｃ－１－１９）		